

第7回公益法人の会計に関する研究会
—議事メモ—

1. 日 時：平成26年2月28日（金）10：00～12：00
2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室
3. 出席者：
(公益認定等委員会委員) 兩宮委員、惠委員、小森委員（オブザーバー）
(参与) 高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、
(事務局) 高野局長、水上次長、松前補佐
4. 議 事：
 - (1) 小規模法人の負担軽減策について
 - ・重要性の原則の適用項目の検討
 - ・事業費・管理費の算定方法
 - (2) 法人会計区分の義務付けの廃止に伴う収益の考え方
 - (3) 中間報告素案について
 - (4) 小規模法人の定義の検討
5. 議事概要：
 - (1) 小規模法人の負担軽減策について
 - (i) 重要性の原則の適用項目の検討（総論）

上倉参与から小規模法人の負担軽減策に関連する重要性の原則の適用項目の検討について、〈資料1〉に基づいて以下の説明があった。

 - ・ 研究会当初、現行の公益法人会計基準とは別に簡易な会計処理等をまとめた新たな基準を設定することは、ダブルスタンダードとなり不適當ではないかとの議論があった。しかし、例えば中小企業会計指針並みの簡便な処理を認めるなど考えを整理してみると、やはりダブルスタンダードにならざるを得ないのではないかと考えられる。上倉参与の説明について、各参与から以下の発言があった。
 - ・ これまで事務局から提供された法人の収入状況等の財務データ等をみると公認会計

士等の会計監査にはならないのだろうと考えられる。考え方の整理として、小規模法人の定義に会計監査人設置法人かどうかを絡めるとするのはあるのかと思うが、あまり実行性がないのではないかと思う。(高山座長)

- ・ リアリティがない。(小森オブザーバー)
- ・ 会計監査人設置法人かどうかは考えずに検討を進めていく。(高山座長)
- ・ では、中小企業会計指針のようにダブルスタンダード的なものとするのかどうかはいかがか。(上倉参与)
- ・ 基準として作ってしまったら、ダブルスタンダードということになるかもしれないが、附則で適用除外として明記したらダブルスタンダードと考えるのか。(高山座長)
- ・ 重要性の判断の一つの態様であると解釈することができるのではないか。重要性の判断の一形態として、小規模法人の処理をまとめて提示するというのであり、ダブルスタンダードと考えないということもあるのではないか。(中田参与)
- ・ 小規模法人向けの「できる規定」で簡便な方法をまとめるということであるから、それがダブルスタンダードということにはならないのではないか。原則と例外ということでワンセットの会計基準がある。(長参与)
- ・ 同意見。(金子主査)
- ・ ダブルスタンダードという言葉の意味については、議論のあるところと思う。少なくとも、法人の規模と実態を考慮し、適切な財務状況を表現するため特別な処理を容認するようなものについては、ネガティブな意味でのダブルスタンダードにはならないのではないかと思う。皆さんと同意見。(梶川座長代理)
- ・ 方法論として、基準を分けて設定するというのであれば、ダブルスタンダードと批判される可能性もあろうかと思うが、附則等で現行の会計基準の中で示すのであれば、ダブルスタンダードとは言われたいのではないか。議論の発端が、小規模の法人についてはオーバースペックの会計基準であるということであったので、適用する法人の身の丈に合った会計処理をするというのであるから、問題ないのではないか。(小森オブザーバー)
- ・ 原則論があって、例外規定がある。その意味で、ダブルスタンダードであるとは思わない。(恵委員)
- ・ 皆さんと同意見。(雨宮委員)

以上の意見を踏まえて、高山座長から、原則論と例外規定としての簡便な処理という

ことで整理をして、ダブルスタンダードであるとは考えないということで結論が示された。

(ii) 重要性の原則の適用項目の検討（各論）

各論については、各参与から下記の通り意見があった。

① 貸倒引当金

- ・ 確認までに、〈資料 1-2〉の貸倒引当金についての記載がある。中小企業会計指針、中小企業会計要領について記載があり、企業会計基準との関係でダブルスタンダードではないかとの議論であろうと思うが、貸倒引当金を設定すべき事象があつて、その手続論として企業会計であれば金融商品会計基準があり、また中小企業会計指針等がある。現行の会計基準がルールベースを規定していることとなっており、貸倒引当金の設定すべき事象に対して、どのように設定するかの話である。貸倒引当金を設定すべき事象があるにも関わらず、引当金を設定しなくてよいということを示すのであればダブルスタンダードということになるだろうが、引当金の設定方法の手続きとしてどういった方法かを法人の実態によって明らかにするのは、ダブルスタンダードとは考えないのだろう。（梶川座長代理）
- ・ 貸倒引当金について、ルールベースのものを何も明示しないという方法もある。（高山座長）
- ・ 法人側では、何らかの形で明示されていないと対応できないということもある。（小森オブザーバー）
- ・ 貸倒引当金でいえば、取り立て不能額について、どの程度の範囲かが明確になっておらず、引当金が適当なのかどうなのかが、最近の事例としてあつた。（雨宮委員）
- ・ 会計上の見積もりの問題。見積もりの能力がない場合には見積もり不能ということになるので、会計上も認識できないということがかまわないと思う。（長参与）
- ・ この問題は、会計の研修とか啓蒙の問題として対処していくべきこと。難しい問題ではなく、債権があればいくら戻ってくるのかという話。（梶川座長代理）

以上の意見を踏まえて、高山座長から、中小企業会計指針のような中小法人に配慮した記載はしないとする結論が示された。

② 有価証券の評価

- ・ 中小企業会計指針では、売買目的有価証券を除いて取得価額の評価を容認している。実務的に負担感の多い償却原価法を採用しないことを容認するものであり、公益法人会計基準の扱いを緩めるものとするのがいいか。現行では、重要性がなければこのような取扱いができるが、重要性の判断を超えてこのような「できる規定」をおいてもよいのか。(上倉参与)
- ・ 小規模法人に限って言えば、償却原価法を適用すべきか否かを悩まなくてよいという意味において、良いことではないかと思う。重要性でも解決できると思う。(中田参与)
- ・ 「できる規定」として明示した方がよいと思う。(長参与)
- ・ 小規模法人の場合、全財産に占める満期保有目的の債券の割合も高いと考えられ、金利水準によっては、法人の活動に影響を与える部分もあろうから、現行の重要性の判断を超えて「できる規定」を設けるのは行き過ぎではないか。(金子主査)
- ・ 債券の券面額と取得価額の差はその大部分が金利調整の部分であり、それはしっかりと会計的に表現する必要がある。現状の重要性の原則で償却原価法を適用しないことはあるのだからそれ以上踏み込んでいくのは難しいのではないか。(梶川座長代理)
- ・ そもそも「できる規定」であるから、それぞれの法人で判断すればよいのだから、中小企業会計指針の扱いのようなものを認めてもよいのではないか。中小企業を小規模法人ととらえて考えるのであれば、中小企業指針は参考になるのではないか。(小森オブザーバー)
- ・ 小規模法人の定義について現時点では明確になっていないけれど、資産規模や損益規模でも上限があるでしょうから、それほど大きな数字にはならないのではないか。例えば、資産 1 億円で、全額債券となっていて、実質的な利回りが仮に 10%であったとして、1,000 万円。その段階で、小規模の定義に当てはまらないのではないか。そのような観点から考えるのであれば、ここは中小企業会計指針のような規定を認めてもよいのではないか。(中田参与)
- ・ 小規模法人であっても、運用先は証券会社ということになるだろうから公認会計士のような会計専門家に頼らなくても証券会社の方から情報は得られるのではないか。(金子主査)

- ・ 中小企業会計指針は、売買目的有価証券以外については取得価額でよいとし、償却原価法や時価評価をしなくてよいとしている。ただ、市場価格のある株式を多額に保有している場合には時価評価するという規定になっている。そうであるので、小規模法人の負担軽減策という観点からは、中小企業会計指針の規定をそのまま、規定すればよいのではないか。（上倉参与）
- ・ 期末の時価評価については、時価情報等があるので難しいことではない。負担となっているのは償却原価法。これをやめることが負担軽減につながる。公益法人会計基準の注解に重要性について記載してあるが、法人にはそもそも重要性を判断する能力がない。書いてあげないと理解ができない。（中田参与）
- ・ 監査上の取扱いについては、会計士協会で取り上げればよい。会計基準の問題とは切り離して考えればよいのではないか。（長参与）
- ・ 今後金利水準が上がってきたときに、アンダーパーで購入した債券が売却・償還時に差額として多額に利益が出るということになるが、このような状況について監督行政サイドとしてどのように判断するのか。（梶川座長代理）
- ・ 公益法人が安定的に公益目的事業を実施していく前提として適当なのかどうかを考えればよいのではないか。基準の規定の仕方が、例えば10年間の法人の運営の仕方に影響を与え、結果として公益法人の運営にふさわしくない方向に促してしまうことになるのであれば、問題であると思うが、質問のような点については、財務基準上手当されていることと思うので、問題ないのではないか。（局長）
- ・ 償却原価法は、取得時と債券額の差額を利息として、保有期間にわたって少額ずつ認識していくのであるが、償却原価法を採用しない場合には、償還時に多額に損益がでる。前者は、収支相償の計算に反映するが、後者はしない。その意味では影響はないわけではないが、重要な影響はないと考えられる。（高山座長）
- ・ この問題で公益法人の公益目的事業ができなかったり、公益性が薄くなったりする問題でもない。公益目的事業にまい進できる状況に変化がないのであれば、監督行政サイドとしては問題ないのではないか。（局長）
- ・ 気がかりなのは、重要性がすごく高くても、「できる規定」としてしまう。極端なケースかもしれないが、利息収入しかない法人が、償却原価法を採用しない場合に、適正な利息収入といえるのか。（梶川座長代理）
- ・ 償却原価法部分の利息収入はキャッシュフローを伴わないもの。法人が使えるお金で

はないという点から考えれば、適用しないという方法もあるのではないか。(高山座長)

- ・ 小規模法人のカットラインの問題で、それほど問題ではないのではないか。(小森オブザーバー)
- ・ 平成 12 年ごろの会計ビックバンがあり、企業会計では時価の考えが入ってきた。当時、非営利分野については、取得原価で行くということであった。その後、平成 16 年改正時に非営利についても時価の考え方が入ってきた。現行の会計基準のなかで、重要性の考え方が示されているなかで、それとは別に、償却原価法を採用しないという扱いをすることによって、当時の考え方が後退したと捉えられることはないのか。(金子主査)
- ・ その観点からすれば、〈資料 1-2〉別紙に示されている公益法人会計基準運用指針の部分の⑩の部分であるが、H16 年基準改正時に、公益法人は全面時価法とするが、償却原価法については時価を採用しない。かわりに、時価情報として注記をずとした。この資料では注記から外す案が提案されているが、このまま注記を継続すれば、当時の考え方が後退したとは見られないのではないか。(高山座長)
- ・ 平成 16 年基準のときに、収支ベースの利息だけではなく、損益ベースでの償却原価による利息を入れることが目玉の一つであった。(金子主査)

以上の意見を踏まえて、高山座長から、満期保有目的債券について償却原価法を適用しないことができる規定を示すという方向で結論づけられた。

③ 棚卸資産の評価

- ・ 棚卸資産を多額に保有する法人は少ないと考えられるので、中小企業の会計要領まで緩和しても影響はないのではないか。(上倉参与)
- ・ 実質的に問題のない部分については触らない方がよいのではないか。(中田参与)
- ・ 最終仕入原価法を入れたほうがよいのではないか。(長参与)
- ・ 有価証券ほど、大きな問題はないと考えられる。簡便的扱いを認めてもよいのではないか。(金子主査)
- ・ 同意見(梶川座長代理、小森オブザーバー)
- ・ 公益法人会計基準 3(4)のただし書き以下の部分を適用しない旨を示すか、それとも何も触れないこととするか。(高山座長)

- ・ 影響がないのであれば、なにも触れずに今のままということで良いのではないか。(小森オブザーバー)

以上の意見を踏まえて、高山座長から、棚卸資産の評価に関しては影響がないので現状のままとし、特段の緩和規定は示さないという方向で結論づけられた。

④ 固定資産の評価

- ・ 固定資産の評価に関しては、現状の公益法人会計基準の適用で不都合はないと考えられる。(上倉参与)

高山座長から、現状に不都合があるという意見がないので、固定資産の評価については現状のままとする結論が示された。

⑤ 引当金

- ・ 現状に手を入れる必要はないのではないか。(上倉参与)
- ・ 退職給付では、現行の会計基準で企業会計よりも簡便な方法を示している。更なる簡便な処理を示す必要はないのではないか。(高山座長)

高山座長から、現状に不都合があるという意見がないので、引当金については現状のままとする結論が示された。

⑥ 税金費用・税金債務

- ・ 表示の場所について明確に示されていない部分はあるが、特に簡便な方法を認める必要はないのではないか。(上倉参与)

高山座長から、現状に不都合があるという意見がないので、税金費用・税金債務については現状のままとする結論が示された。

⑦ 税効果会計

- ・ 現行の重要性の考え方でクリアされない場合もあるのではないか。一律に税効果会計を適用しないことを示す必要はあるか。(上倉参与)
- ・ 償却原価法の適用問題よりも、レアケースになるのではないか。(小森オブザーバー)
- ・ 小規模な法人で、税効果会計を適用しなければならないと考えている法人はいないのではないか。(中田参与)

- ・ 税効果会計が重要性を持つ小規模法人というのがあるのか教えてほしい。(長参与、金子主査、梶川座長代理)

以上の意見を踏まえて、高山座長から、税効果会計に関しては適用しないことを可能とするという方向で結論づけられた。

⑧ リース取引

- ・ 中小企業会計指針レベルで示されればよいのではないか。ファイナンスリース取引について、賃貸借取引として処理することができる規定としてはいかがか。(上倉参与)
- ・ 小規模法人の現場では、意識されていない問題であり、税効果会計もリース会計も適用していない。(中田参与)
- ・ 賃貸借取引によることができる規定としてよいのではないか。(長参与)
- ・ 公益法人会計基準の注解で示している部分に加え、賃貸借取引で「できる規定」を示すかどうか。(高山座長)
- ・ 影響がないので、あえて示す必要もないのではないか。(金子主査)
- ・ 小規模法人に対して、簡便な処理を容認することを示すというメッセージという意味で、賃貸借取引の「できる規定」を示してもよいのではないか。(梶川座長代理)
- ・ 梶川座長代理と同意見。(小森オブザーバー)

以上の意見を踏まえ、高山座長より、賃貸借取引について「できる規定」を示すという方向で結論付けられた。

⑨ 個別注記表

- ・ 〈資料 1-2〉別紙に示されている○×は、会社計算規則に沿って示したもの。こうすべきだということで示したものではない。(上倉参与)
- ・ そもそも、実務上注記は作成されているのか。(高山座長)
- ・ 十分に作成されているという状況ではなく、作成していない法人も多い。申請段階で作成を指導している状況。(松前補佐)
- ・ 別紙の⑥⑨といったリスク情報は必要と考える。(小森オブザーバー)
- ・ 小規模法人には、そのようなリスク情報の対象となる事象がないのではないか。(長参与)
- ・ ④は附属明細表もあるが、附属明細表も作成されていないので、これは必要なのでは

ないか。(中田参与)

- ・ 附属明細表で求められていて、記載を注記にゆだねるものもあり、どちらかは活かした方がよい。(上倉参与)

以上の意見を踏まえ、高山座長は、注記表については事務局で整理検討し、次回に方針案を提示するように指示がなされた。

高山座長から、以上の論点については注記に関連する部分を除いては、結論がでたとされた。

(iii) 事業費・管理費の算定方法

事務局次長から、〈資料 2-1〉、〈資料 2-2〉、〈資料 2-3〉、〈資料 2-4〉の説明がされた。なお、事務局内のシステムの関係で、データ集計の正確性を欠く部分があるが、目安として考えていただきたい旨が補足説明された。

- ・ 〈資料 2-1〉について、現行の法令との関係もあるので、案 1 については難しいため、案 2、案 3 で考えていきたい。案 3 の「大きな状況変化」は、例えば、事業を加えた、組織変更あったなどが考えられる。状況変化は監督でしっかり見ていく。どちらがよいかと考えられるか。(高山座長)
- ・ 案 3 であれば、納得でき、法人も安心して使えるのではないか。案 2 は、管理費、共通費用の費目を定めてしまうため難しいのではないか。案 3 として、「大きな状況変化」は、事業報告を見ればわかる。(中田参与)
- ・ 法人の個別の状況を反映できるので、案 3 が適当ではないか。(長参与)
- ・ 同意見。(上倉参与、金子参与、梶川座長代理)
- ・ 状況変化については、変更認定等で確認できる。(恵委員)
- ・ 資料の考慮すべき点②で、認定法令上の収益事業等はあるが、法人税法上の収益事業をやっていない法人(例えば、公益目的事業以外には、共益事業しか実施していない法人など)については考慮の対象としなくてもよいのではないか。(中田参与)
- ・ 基本的には、税法上の収益事業と認定法令の収益事業は一致すると考えられるため、考慮しないとは言えない。(事務局次長)
- ・ 税務当局との関係もある。案 3 ですれば、検討できるのではないかと考えている。(高山座長)

以上の意見を踏まえて、高山座長より従前の配賦を追認し、「大きな状況変化」があった場合には変更する。「大きな状況変化」については監督で確認していくということで、案3が適当であると結論づけられた。

(2) 法人会計区分の義務付けの廃止に伴う収益の考え方

〈資料3〉について、事務局松前補佐から説明があった。

- ・ 法人会計の区分を設けないことを選択的に認め、法人会計区分を設けない場合に、法人会計の剰余を認めないということにすると、法人会計区分を設けないという方法を選択する法人はいないのではないか。そもそも、会費規程等で裏付けがあって法人会計の収益に区分されている場合も多い。会計上は、公益目的事業会計区分に入れるが、定期提出書類では今まで通り剰余金を持てるという手当ができないか。(中田参与)
- ・ 中田参与の懸念も理解でき、このような扱いはできないのでは。(長参与)
- ・ 案のような扱いは、メリットがない。デメリットの方が大きいのではないか。そもそも、法人会計は収支相償のクッションとされている部分もあり、それが法人にとって負担なのか。(上倉参与)
- ・ もともと議論の発端は、現場の負担軽減であったはず。この観点から考えてみる必要はある。(梶川座長代理)
- ・ 会計の純粋な理論として、法人会計の意味があるのかというところが出発点であって、小規模法人の負担軽減だけの話ではない。会計的には合算して表示すればよい。法令の関係があり、定期提出書類で対応することができないか。(中田参与)
- ・ 3区分の会計は、公益認定のために作られた一般目的ではない会計基準であると理解している。(金子主査)
- ・ 理想的には理解できるが、現行の制度のなかで、いわゆる別表での会計が可能なのか。(小森オブザーバー)
- ・ そもそも法人会計は、公益目的事業会計を純化しようとする趣旨。収支相償等を確認できるような財務諸表を作ろうということ。法人会計は、損益の分け方だけの問題。大きな問題ではない。不都合はないのではないか。(長参与)

高山座長より、各参与の意見を踏まえて、この案を出したとしても利用されないのでは意味がないと考えられるため、この論点については、引き続き検討することとし、ここでは結論を出さないこととしたい旨が示された。

(3) 中間報告素案について

- ・ 容認される簡便な処理がダブルスタンダードではないという旨と、小規模法人であっても公益法人会計基準に示される会計処理が原則であることを強調した文書を入れていただきたい。(金子主査)

高山座長より、〈資料5〉を確認し、何か意見があれば事務局に連絡してほしい旨説明があった。

(4) 小規模法人の定義の検討

事務局松前補佐より、〈資料4〉について説明があった。

- ・ 理論的に考えていかなければならない。税務との関係もあるので、説得的な考えを示さなければいけない。後日でかまわないので、事務局に意見を提出するよう依頼があった。
- ・ 定量的に決めるのが良いのか、定性的な考え方についても、アイデアがあれば意見がほしい。(事務局次長)
- ・ 今回の小規模法人のパッケージをどのように会計基準の体系の中に入れるのか、対象となる事項について、小規模法人の対象を一律に決めるのか、事項ごとに対象が異なることもあるのかということも考えていく必要があるのではないか。現段階で示す必要はないが、考えていく必要がある。小規模法人の対象範囲をどこまでとするのかは議論を深めていく必要がある。(事務局長)

○その他

事務局次長より、これまでの議論について、座長より3月7日の委員会で報告をする旨の説明があった。また次回は3月27日(木曜日)の15:00~17:00に第8回の研究会を開催予定である旨の説明がなされた。

以上